

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 関根 敏伸

- 1 日時
平成 31 年 3 月 22 日（金曜日）
午前 10 時 3 分開会、午後 0 時 3 分散会
- 2 場所
特別委員会室
- 3 出席委員
関根敏伸委員長、岩崎友一副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、高橋元委員、郷右近浩委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、千葉進委員、佐藤ケイ子委員、阿部盛重委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、工藤勝子委員、高橋孝眞委員、佐々木茂光委員、福井せいじ委員、城内よしひこ委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、白澤勉委員、佐々木宣和委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、工藤大輔委員、五日市王委員、中平均委員、工藤誠委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、小野寺好委員、樋下正信委員、吉田敬子委員
- 4 欠席委員
田村勝則委員
- 5 事務局職員
千田事務局次長、村上議事調査課総括課長、佐々木政策調査課長、古川主任主査、千葉（絵）主任主査、日向主査
- 6 説明のために出席した者
佐々木復興局長、千葉復興局技監兼局長、森復興局副局長、佐々木復興局復興推進課総括課長、和村復興局まちづくり再生課総括課長、小原復興局産業再生課総括課長、工藤復興局生活再建課総括課長、岩淵政策地域部政策推進室政策監、滝山政策地域部政策推進室調整監、小原政策地域部市町村課総括課長、渡辺政策地域部交通政策室地域交通課長、高橋環境生活部環境生活企画室企画課長、中野保健福祉部保健福祉企画室企画課長、伊藤農林水産部水産担当技監兼水産振興課総括課長、照井農林水産部農林水産企画室企画課長、阿部農林水産部漁港漁村課総括課長、熊谷商工労働観光部経営支援課総括課長、阿部商工労働観光部商工企画室企画課長、西野商工労働観光部雇用対策・労働室雇用対策課長、平井商工労働観光部参事兼観光課総括課長、嵯峨県土整備部県土整備企画室企画課長、

田中県土整備部道路建設課総括課長、杣県土整備部技術参事兼河川課総括課長、
山田県土整備部都市計画課総括課長、伊藤県土整備部建築住宅課総括課長、
照井県土整備部港湾課総括課長、畠山文化スポーツ部文化スポーツ企画室企画課長、
鈴木教育委員会事務局教育企画室特命参事兼企画課長

7 一般傍聴者

0人

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組について
- (2) 現地調査（6月実施分）について
- (3) その他

9 議事の内容

○**関根敏伸委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

なお、田村勝則委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

昨年10月及び11月実施分の現地調査報告書につきましては、1月11日に開催いたしました委員会において承認いただき、その後、関係団体への送付やホームページによる公表を行ったところでありますが、先般、調査先市町村から記載内容の修正について、申し出がありました。このため、報告書の該当ページを差しかえていただきたく、修正したページをお手元に配付してありますので、御了承願います。

なお、ホームページのデータ等については修正済みでありますので、あわせて御報告いたします。

これよりお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取組について、執行部から説明願います。

○**佐々木復興局長** 東日本大震災津波の発災から8年が経過いたしました。県では、これまで復興計画に基づき、安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生を推進し、被災者一人一人に寄り添った支援を行いながら、一日も早い復興を目指して取り組んできたところです。本年度は、さらなる展開への連結期間として、第3期復興実施計画に基づき、多様な主体の参画や交流、連携により、復興の先も見据えた地域振興にも取り組みながら復興を推進しております。

被災地におきましては、被災者の心のケアやコミュニティ形成支援など、中長期的に取り組むべき課題もありますことから、いわて県民計画においても復興を県政の最重要課題として、引き続き取り組むべき施策や事業等を復興推進プランに盛り込み、切れ目のない復興の取り組みを進めていく考えです。

本日は、これまでの復興の取り組み状況について、復興局長の森副局長から御説明申し上げ

げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**森復興局副局長** お手元の資料をごらん願います。1枚おめくりいただきまして、スライド番号の2をお願いします。まず、安全の確保についてであります。土地区画整理や高台への集団移転など、まちづくり、面整備の事業は、計画箇所158カ所のうち、昨年末における完了箇所は145カ所、率にして92%となっております。前回御報告いたしました9月末時点から変更はありません。宅地供給については、予定供給区画数は7,479区画でありまして、そのうち、完成区画は土地区画整理事業については大船渡駅周辺、それから釜石市片岸地区などの131区画、防災集団移転促進事業では山田町の山田地区と大槌町の赤浜6地区の20区画が新たに完成いたしまして、9月末時点から151区画ふえまして6,668区画となり、完成率は2ポイント上昇いたしまして89%となっております。海岸保全施設の復旧、整備につきましては、計画箇所134カ所のうち、完成箇所は釜石市の片岸海岸と本郷海岸の2カ所がふえまして75カ所、完成率は2ポイント上昇し、56%となっております。

次に、スライド番号3、暮らしの再建についてですが、応急仮設住宅等の入居者数は、2月末時点で2,620人となっております。災害公営住宅整備戸数は、内陸部に新たに整備するものを含めまして、整備予定5,854戸のうち、昨年末における整備戸数は、9月末から大槌町の安渡C地区など125戸ふえまして5,583戸、完成率は2ポイントふえまして95%となっております。

スライド番号4、来年度における被災市町村の人材の確保の状況についてであります。必要数437人のうち、96.1%、420人の職員を確保できる見込みであります。

スライド番号5、なりわいの再生についてであります。産地魚市場の水揚げ量は、今年度4月から12月で8万4,688トンで、震災前3年間の同期平均値の57%相当となっております。また、養殖生産量は2万4,745トン、同様に56%となっております。中小企業等復旧・復興事業、グループ補助につきましては、前回までに21回目の公募分、6グループ、18者、15億円を加えまして、これまでで191グループ1,525者、890億円の交付決定となっております。

1枚おめくりいただきまして、スライド番号の6、起業・新事業活動等の支援につきましては、さんりくチャレンジ推進事業といたしまして、事業計画の策定、初期費用及び販路開拓、資金調達など、総合的な支援を展開しております。これまでの補助事業活用者数は141者となっております。そのうち、若者、女性が74者となっております。

スライド番号7、いわて復興ウォッチャー調査についてであります。これは被災地域におきまして復興の動きを観察できる立場にある方々の御協力を得て、復興感に関する調査を継続的に実施しているものであります。前回1月の調査結果では、被災者の生活の回復度や、災害に強いまちづくりの達成度は前回は上回っている一方で、地域経済の回復度につきましては前回より3.2ポイント低下し、回答者からは復興事業後の建設需要の減少、漁獲量の減少、企業の人手不足や後継者不足に対する不安の声が上がっております。

スライド番号8と9、復興に関する意識調査及び被災事業所復興状況調査ですが、この調査はそれぞれ年1回調査をしており、前回の報告からの変更はありません。

次に、お手元に配付しておりますA3判の資料1―2を御準備願います。県の第3期復興実施計画の施策体系・事業に基づく進捗状況について御説明いたします。こちらの資料は、1月末時点における推計値を集計した速報版としてまとめております。なお、4月末には、3月末実績による確定版を公表する予定です。

まず、資料左側の2、全体の状況をごらん願います。第3期実施計画で計画値を設定した287指標のうち、進捗率が80%の指標であるA、Bのランクにつきましては、264指標、割合で92%となっております。

中の欄をごらん願います。三つの原則毎の状況ではありますが、安全の確保につきましては、設定した53指標のうち、進捗率80%以上の指標は40指標、割合で75.5%となっております。主な取り組みといたしまして、防災のまちづくりでは海岸保全施設等は23.4キロメートル整備いたしまして、完成延長が69.6キロメートルとなる見込みであります。交通ネットワークでは東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通するなど、復興道路の事業化区間における供用延長は232キロメートルとなります。港湾では県内の港湾機能の復旧が完了したところであります。

暮らしの再建につきましては、96指標のうち、進捗率80%以上の指標が89指標、割合で92.7%となっております。主な取り組みとして、沿岸部における災害公営住宅の供給割合が99.8%、内陸部では39.1%となる見込みです。また、ソフト事業といたしましては、被災者の健康の維持・増進やこころのケアなどの支援のほか、コーディネーターの配置による被災地のコミュニティー形成支援、それから被災市町村に派遣された応援職員向けのメンタルヘルスケア研修会の開催など、被災された方々やそれらを応援する方々に向けたこころと体のケアの取り組みを実施しているところであります。

次に、なりわいの再生については、設定いたしました138指標のうち、進捗率80%以上の指標が135指標、割合で97.9%となっております。主な取り組みといたしましては、水産業、農林業では、農地海岸保全施設及び復旧対象農地の復旧が完了いたしまして、平成31年度から営農再開が可能となる見込みであります。商工業では、グループ補助や起業、第二創業支援などにより、中小企業の再建を支援しているところであります。また、観光では三陸DMOセンターと連携いたしまして、地域資源を生かした観光人材の育成、国際観光の推進の取り組みも進めております。

資料の右側には10の分野、それぞれで進捗率80%以上のもの、それ未満のものの例を掲載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、資料の裏面をごらん願います。この表には、進捗率80%未満となった23指標につきましては、要因を五つに分類して整理しております。①の関係機関等との協議は、国、市町村、住民の方々、それから事業主体などとの協議に時間を要しているものであり、2指標がこれに該当しております。

②の他事業との調整は、海岸保全施設や土地区画整理事業など他事業の進捗、それから地域の実情に合わせて実施期間を調整しているものであります。再掲を含めて8指標が該当しております。

③の施工条件の変化は、地質、地盤などの施工条件の変化によりまして工法等を変更する必要が生じたものであり、再掲を含めまして5指標が該当しております。

④のその他についてであります。これは被災した私立幼稚園がみずから策定する事業計画の策定のおくれなどによるものでありまして、①から③に分類されない要因によるものであります。再掲を含め2指標が該当しております。

⑤のその他は、補助制度を用意したものの、結果的にほかの有利な制度を活用したものなど、①から④のような実質的なおくれに分類されないものであります。合計で6指標が該当しております。

以上、再掲を含めまして23指標が計画値に対する進捗率80%未満になっております。表の一番右側をごらん願います。この欄は第2期復興実施計画における進捗状況が80%未満の指標を整理しているものですが、第2期では82指標が80%未満でありましたが、第3期ではその4分の1程度に減少する見込みです。

引き続き事業担当部局と連携を密にし、それぞれの要因に応じた対策を講じながら復興を着実に推進してまいります。

次に、右下に参考資料と記載しておりますA4判の横の資料をごらん願います。これは、3月8日に閣議決定された復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しの概要であります。この基本方針の見直しにおいて、復興・創生期間後における復興の基本的方向といたしまして、本県が要望してまいりました心のケアや事業者への支援、それから各分野に必要な取り組みについて引き続き取り組むこととされたところであります。

また、復興庁の後継組織につきましても、存在感のある形の組織でというような本県からの要望に応えまして、現復興庁と同じような司令塔となる組織を置くこととされております。

また、復興を支える仕組みや後継組織の具体的なあり方については、今後検討することとされております。

○**関根敏伸委員長** ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取組について、質疑、意見等はありませんか。

○**高橋元委員** 私から何点かお尋ねします。

まず、農林業系の放射性汚染廃棄物の関係についてであります。放射能汚染された牧草、稲わら、堆肥、シイタケのほだ木、干しシイタケなど農林業系の廃棄物の処理は、どのような状況でしょうか。現在どれくらい残っていて、今後どのように処分していくのか、その計画の概要についてお尋ねします。

○**高橋環境生活企画室企画課長** 放射性物質に汚染されました農林業系副産物について

であります。現在は、生活ごみと混焼しております。焼却灰の放射性物質濃度が高くなるようにコントロールしながら安全に処理を進めております。

本県での発生量5万8,000トン余に対しまして、平成31年1月末現在で処理量は3万5,000トン余、保管量が2万2,000トン余となっております。進捗率はおおむね6割となっております。処理は進んでいるものの、全量処理までにはなお時間を要する状況となっております。この処理には、国の処理加速化事業を活用しておりますが、国に対して全ての処理が完了するまで財政支援を継続するよう強く要望してまいります。

続きまして、除染により生じた除去土壌についてであります。汚染状況重点調査地域に指定されております県南3市町、一関市、奥州市、平泉町では、合計で2万6,000立方メートル余を除染し、除去土壌を保管しております。県では、これまで汚染土壌の処理基準の策定を政府予算要望等におきまして要望を続けておりますが、いまだ国からは処理基準が示されず、処理方針を立てられない状況であります。国では、現在処理基準の策定におきまして、汚染土壌の処理に関する検討チームを設置して、茨城県東海村及び栃木県那須町で埋め立て処分の安全性確認の実証試験を行うこととしておりますので、県としては、これらの検討状況を注視してまいります。

○高橋元委員 今の説明でも、なかなか全ての処理の見通しが立たないというか、計画の段階にのっていない、そのようなイメージを持ちました。そういう中で、4月から次期の復興計画に移行していくのであります。現在の計画の4項目では、この放射性廃棄物のところが触れられてこない。私は、このことをずっと疑問に思っております。やはり復興の進捗状況の中に項目を設けていただく必要があるのではないかと考えています。

それから、放射性廃棄物の処理に要する財政的な支援は、国において、福島県と同じようなレベルでしていただけるものと思っておりますが、それ以外の廃棄物の処理には現在どういう課題があって、それをどのように国に対して要望しているのか伺います。

それから、各市町から県に対する要望はどういうものがあるのか、この2点についてお尋ねします。

○高橋環境生活企画室企画課長 現在の課題は、先ほど申し上げたところを含めまして、全体の処理率が6割にとどまっていること、また、除去した土壌については中間保管という状況で、なかなか先が見えないところと考えております。

県としましては、平成24年12月に部局横断的な放射性汚染廃棄物処理等の支援チームを設けまして、市町村と一緒にこれら課題に立ち向かっていくこととしており、今後も国の動きも見ながらきちんと対応してまいりたいと考えております。

○高橋元委員 なかなか具体的な事例も出てきませんので、ちょっと心配なところがありますが、ぜひ引き続き市町と一体となって取り組みを進めて、一日も早く廃棄物の処理ができるようにお願いします。

二つ目に、市街地の開発が順次進んで、本設の店舗が順次建設されておりますが、現在仮設店舗で営業していて、なかなか本設に移転できないという方々が多数いるという報道

等があります。その方々は仮設店舗が閉鎖となる段階で、事業を廃止するという方々もいるようではありますが、現在どのくらいいるのかという点が一つ。それから事業を継続できる道はないのかということではありますが、ことしの1月に産業振興・働き方改革調査特別委員会の県外調査で高知県に行きまして、大きな建物の1階の共同店舗にさまざまな飲食店が入っておりまして、市民の方々もそれぞれの場所で楽しいひとときを過ごしておりました。ああいう形での共同店舗、新たな形での共同店舗という構想はないのでしょうか。年齢的なものもあるのでしょうかから、そういった場所で5年、10年従来のような営業ができないのかという思いがあるのですが、そういったことについて意見や要望等が出されていないのでしょうか。またそのようなことに対してどういう取り組みが可能なのかについてお尋ねします。

○熊谷経営支援課総括課長 仮設店舗の状況と今後の支援策ということではありますが、平成30年12月末現在で仮設施設に入居している主に事業者の数は、210者となっております。市町村別の主な内訳は、陸前高田市が131者、釜石市が43者、大槌町が19者などとなっております。仮設店舗で事業を継続している方には、例えば土地区画整理事業が行われていて、本設再開予定地の引き渡しを待っているという方もいれば、まだどうしようか決めかねている方もおりますので、さまざまな事情に応じた支援が必要だと思っております。

また、本設再開にグループ補助、あるいは単独で復旧する場合には、被災資産復旧事業費補助という市町村と県が2分の1ずつ補助する制度があります。それ以外にも大槌町や釜石市ではテナントを整備して大家になる方を募集して、その支援をするといった制度を設けているところもあります。

譲渡を受けた仮設施設の工事費についても、先ほど言いました被災資産復旧事業費補助の対象になる場合がありますので、例えば仮設施設をそのまま譲渡を受けて本設として使用した場合には、断熱工事や内装工事の事業費は補助の対象になる可能性があるのですが、市町村や商工指導団体に相談するように御案内しております。

○高橋元委員 高齢で新たな借入金を得て事業を本格的にやるということに踏み切ることができないという方々も多数いるかと思っております。そういう方々に対しても手が届くような取り組みも必要かと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

最後に、3点目ですが、自然災害の伝承碑ということで、3月15日に国土地理院から過去の自然災害の記録を刻んだ各地の石碑や供養塔の場所が一目でわかるよう、自然災害伝承碑の地図記号を新たに制定したという記事が16日の新聞に載っておりました。これは非常にいいことだと思いましたが、一方で、県内にもここより下にうちを建ててはだめだという内容の石碑が多くあったのですが、場所が移動されて、当時の悲惨な状況を後世に伝えようとしている先人の思いが現在に生きてきていないということがありました。それから、その石碑に刻まれた内容が忘れ去られて、その石碑より下にうちを建てて災害に遭われた方も多数いるということもありますので、こういう地図記号ができて、さまざまな地

図に使われるようになれば、それぞれ地域の人も、それから地域外から来られた方々も一目でわかりますので、これから活用されれば良いと思います。

国土地理院では、制定の目的は、地元の防災地図をつくる、学校の授業やまち歩きに利用してもらい教訓の普及と将来の被害軽減につなげるということでしたので、東日本大震災津波伝承館や災害遺構を残していく、伝えていくというのも大事ではありますが、やはり明治や昭和の初めごろにも大きな災害もあって、ここまで津波が来たのだと、今回はそれを超えたところもかなりありますが、やはりその石碑も有効活用すべきではないかと思っております。

これからみちのく潮風トレイルのトレイルマップや三陸ジオパークマップなどにも、それらの訪れてほしいところを記載していただければと思っておりますが、現在、県内にこうした石碑がどのくらいあるのかということと、今後この石碑を伝承という意味でどのように活用していくのか伺います。

○和村まちづくり再生課総括課長 石碑等についてはありますが、昨年7月に東北地方整備局と青森、岩手、宮城、福島の4県と仙台市で構成する震災伝承ネットワーク協議会を設立して震災伝承施設の公募を行っております。公募している施設に慰霊碑やモニュメント等がありまして、そこに石碑等も含まれております。数につきましては、東北4県で現在206件の応募があり、そのうち石碑等が132件となっております。岩手県分につきましては75件の応募がありまして、そのうちの46件が石碑となっております。いずれ国土地理院の地図記号にもなりますので、県としましては沿岸全体の石碑がどこにあるかということをはっきりさせながら、防災教育などにおいて、こういうところに津波が来たのだということを学べるような形で活用していきたいと考えております。

○高橋元委員 今後の取り組みですので、内容を充実していただければと思っております。

もう一点気になったのは、震災直後に山田町の道の駅やまだに行った際に、鯨と海の科学館を国道45号から見ていたのですが、その脇に下においていく道路がありまして、その道路をJR山田線のところまでおりたら、道路のすぐそばに石碑がありました。昭和8年の津波災害の石碑で、その中身を見ると、こういう大災害があって、ここまで津波が来たというものでした。地元の方にここまで津波が来たのですかとお尋ねしたら、山田線のあたりまでだということでした。そこでなぜ石碑がここにあるのか聞いたら、近くに五つ、六つあった石碑を一つにまとめて、土台をきっちりつくったものの中の一つだということでした。せっかく当時、いろいろな寄附金も頂戴して、大枚をはたいた立派な石碑が、本来あるべき場所から移動しているものもかなりあるような気がするのです。これはやはり津波の伝承と将来を考えると、もともとあった場所にもう一度復元していくべきではないかと思いますが、その辺も含めて、今後、津波災害の伝承について取り組みをしていただければと思います。これは意見ということで終わります。

○佐々木朋和委員 今高橋元委員の御質問の中で、農林系廃棄物について御質問がありました。高橋課長からの答弁では6割が処理済みで、残りは生活ごみと混焼して処理を進め

ているということでありましたが、一見するとこのまま時間をかければ7割、8割、9割、10割に近づくとようなイメージにもとられかねないので、1点質問します。

私の地元一関市では、混焼できているのは牧草のみであります。原木のほだ木はチップ化して少しずつ処理はしておりますが、稲わらですとか、また乾燥シイタケ、落葉層などについては手つかずであります。いずれも8,000ベクレル以下で、国では混焼していいということではありますが、地域住民の理解が得られず、そのままになっています。そういったことも御認識をされているのか伺います。

○高橋環境生活企画室企画課長 農林系廃棄物の処理が6割まで進んでいるが、残りの4割の処理にはいろいろ難しいところがあるという御指摘であります。県としてもそのような認識を持っておりますので、それらも含めて放射能汚染廃棄物処理等支援チームで市町村と一緒に課題に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 問題は、8,000ベクレル以下のものが多くあって、それが塩漬けにされているということだと思っております。そういった中であって、8,000ベクレル以上のものは国の責任であると言いながら、8,000ベクレル以下のものは生活ごみと混焼する。混焼するということは、本来焼かなくていいごみがそれだけ出る、その分最終処分場にも負担がかかってくるということでありまして、この辺についての国の支援は今どうなっているのか。

また、市町村の住民との話し合い、あるいは焼却施設の周りの住民との話し合いによって処理に時間かかっているとすれば、今後それが最終処理になるまで国の支援が続いていくのか、そういった国との話し合いがどのようになっているのか伺います。

○高橋環境生活企画室企画課長 農林業系副産物の処理につきましては、国から農林業系廃棄物の処理加速化事業で2分の1、それから震災復興特別交付税で2分の1、あわせて10分の10の補助で処理をされておりますが、国の復興・創生期間が2020年となっており、それを過ぎてもきちんとその処理経費の負担をしていただくということについては、引き続き国に対して強く要望してまいります。したがって、これらを活用してきちんとした処理が進むものと考えております。

○佐々木朋和委員 これは沿岸被災地において、まちづくりやハード施設の整備がおくられても、それを復興のお金で措置していただくことと同じ意味合いでありますので、強く国に求めていただきますことと、あと市町村と一緒にあって、本当に解決に向けてしっかりと県も今まで以上にかかわっていただくようお願いして終わります。

○神崎浩之委員 高橋委員から農林系の放射性汚染廃棄物、それから土壌の関係などを、御指摘をいただきまして大変うれしく思っております。あわせて質問させていただきます。

一つは、土壌の関係ですが、先ほどの答弁では、国の基準がまだ出ていないので、動かないという話がありました。一方、国の基準が出れば、動いていくものでしょうか。道路側溝汚泥や学校のグラウンドから除去された土壌があるのですが、例えば、国の基準でこ

の値だったらその土壌を利活用していいとなった場合、それでどんどん、どんどんこの処理が加速していくものでしょうか。食べ物に関しては、基準で大丈夫だけれども、風評被害があるのです。実際基準が出た場合にも、地域住民や、それを活用する方々の理解がないと処理は進まないのではないかと思います。先ほどは国の基準と言っておりましたが、果たしてそれだけでいいのか。汚染土壌の関係についての理解を広めていくような努力も必要ではないかと思うのですが、その辺をお伺いします。

○高橋環境生活企画室企画課長 ただいま汚染土壌の処理に関して国の処理基準が示されていないことと、基準が示された後の推進方法について御指摘がありました。まさにそれ以外の廃棄物の焼却の件も含め、また、食品の安全や健康被害の関係など、なるべく丁寧に県民の皆様に説明して、これなら安心、安全だという理解が進まない、なかなか処理も進まないだろうと認識しております。これまでも行ってきたのですが、地域の皆様への説明会で、県も一緒に説明をするなど丁寧に進めていきたいと思っております。いわゆるリスクコミュニケーションの手法を通じてさまざまな理解の促進を図っていきながら、処理の推進をしていかなければならないという認識でおります。

○神崎浩之委員 国の基準で、例えば道路側溝の汚泥を道路工事に使ってもいいとなっても、その道路の周辺住民が、そんな土は使ってほしくないとなれば、基準ができて処理は進まないのです。そういうことも含めて、やっぱり放射能に対する地域の認識、県民の理解を進めていただきたいと思っております。

最後に、局長に聞いて終わりますが、今回の放射能被害は、発災直後から我々議員が行っても、なかなか目に見えないものでありますから、その大変さがわからないのです。沿岸地域は、ただで本当に悲惨な状況だということは誰しもわかるのですが、一方で、一関市、平泉町は、同じ時期に同僚議員も含めて見ていただいているのですが、放射能被害の状況については目に見えないものなので、把握しづらいところであります。今日の説明を聞いていても、沿岸地域は着々と復興が進んでいくようではありますが、放射能被害については、なかなか処理も進まない、なかなか今後を見通せないところもありますので、その辺はやはり意識していただきたい。

その上で、高橋委員から沿岸の瓦れき処理と同じように、汚染されたシイタケほだ木や、稲わら等の処理の進捗状況についてもグラフでその進捗状況を報告してほしいということをお述べられましたので、なかなか進まない県南の放射能被害の処理の進捗状況についてもぜひ項目を起こして、そのたびに報告をしていただきたいと思います。私も強く望むものであります。その辺についての局長の見解を伺いたいですし、それからぜひ次の局長に申し送っていただきたい。局長には、沿岸もそうではありますが、県南地域にも足を運んでいただいて、全国から戻ってきたシイタケの在庫の山や、山の中に入って行って汚染されたほだ木などもぜひ見ていただきまして、今後の放射能被害に対する処理の進捗について意を配していただきたい、その辺をお伺いして終わりいたします。

○佐々木復興局長 放射線対策についての御指摘、御質問をいただきました。先ほど担当

の企画課長からも御答弁申し上げましたが、やはりリスクコミュニケーションが大事であって、住民の方々にも正しい情報に基づいた冷静な判断、冷静な対応をお願いしたいと考えております。

放射線対策につきましては、県の中の関係部局で別途放射線対策の本部会議を設けておりますので、そちらの本部会議での議論も踏まえながら、住民の方々、県民の方々に対する情報提供をどうしていけばいいのかということを引き続き検討した上で対応していきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 私は、被災地における担い手不足についてお聞きします。

沿岸 11 市町村と内陸も含め 19 市町村では、社会福祉協議会から配置されております生活支援相談員 138 人で、8,150 世帯を見守っているということでもあります。単純に割りますと 1 人当たり 60 世帯を見守ることになります。この人たちの相談体制が非常に大変だろうと思いますが、一方で、いろいろと相談できる人がいないと答えている人が 67.4%もいらっしゃる。そうすると、この生活支援相談員が本当の相手になっていない部分が見えてきているのではないかと思います。生活相談員の現状と課題、そして被災地から今何が見えてきているのかお聞きします。

○**中野保健福祉企画室企画課長** まず、生活支援相談員の取り組みの状況ではありますが、平成 30 年 12 月の活動実績で見ると、複数の福祉課題や孤独感を抱える支援ニーズのある 8,150 世帯を対象として訪問等の見守りのほか、保健師や地域包括支援センター、生活困窮者自立支援機関等の専門機関へつなぐなどの支援を 1 万 3,380 回行っております。来年度においても生活支援相談員を継続して配置する予定であります。

委員の御指摘のなかなか相談員につながっていない方々がいらっしゃるのではないかと御指摘ですが、市町村の窓口を通じるなどして困っている方々に一層の支援が行き届くように、周知していきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** いろいろ訪問活動をしていることもよくわかりますし、なかなかドアをあけてくれないという方も中にはあるのだらうと思っています。特に応急仮設住宅から災害公営住宅に入られてからの孤独感が強くなってきているのではないかと考えています。こういうアンケート結果を見ると、やはりその人たちも相談をしたい、自分の悩みとか、健康のこと、子供のこととかを話したいと思っているのだらうと思っています。そういう中において、マニュアル的に訪問して、安全確認しただけで、はい、終わりではなくて、もう少し親身になって、中に入れないかもしれないけれども、ドアのところ立ちながらも、その人たちの生活の実態だとか、悩んでいることだとかを聞く必要があるのではないかと。ひとり暮らしの方々も 57%以上いるわけです。そして、特に女性よりも男性の方のほうが孤立をしやすいということもあります。一般的な私たちの社会で見ても、奥さんを亡くして夫が 1 人残った世帯というのは、見ても非常に忍びがたいところがあります。遠野市にはすぐ後を追って自殺する方もありました。せつかく配置されている生活支援相談員の質を高めていく必要があるのではないかと考えておりますが、その点はどのように

考えていますか。

○中野保健福祉企画室企画課長 生活支援相談員は、社会福祉協議会を通じて活動をしていただいておりますが、被災地における見守り活動については、そのほかに民生委員など、さまざまいらっしゃると思いますので、そういう方々との連携した活動、あとは研修を進めるなどして、困っている方々に手が届くように支援をしてまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 県だけでは大変かと思いますが、やはり生活支援相談員の研修会なり、情報交換をもう少し重ねながら、それぞれの相談員が抱えている悩みをみんなで話し合う機会を設ける、さらにそこに専門家を呼んで、相談体制をどのようにしていったらいいかということ話し合うような計画はないでしょうか。

○中野保健福祉企画室企画課長 生活相談員の方々に対する支援につきましては、やはり市町村や県の社会福祉協議会も含めて必要な助言であるとか、レベルアップの取り組みを引き続き支援してまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 県の取り組みの中で、私はその辺のところ非常に弱いのではないかと思います。この相談員の方々もかなり悩みを抱えている、物とのかかわりではなくて人間同士のかかわりですから、相談員が抱えるストレスもかなり大きいと私は思っています。そうすると、この人たちの抱えている悩みなりストレスもどこかで話をして、それを受けてくれるところもなければならぬのです。それでもそういう仕組みがなければ、結局はこのままになってしまうので、県がしっかり社会福祉協議会との連絡調整をして、この人たちの悩みをしっかりと聞いてあげるためにも予算をとって、みんなで一緒に話し合える懇談会なり、意見交換会なり、そういう場をぜひ設けてほしいと思っております。

さらに、民生委員、児童委員の関係であります。私も務めました。民生委員、児童委員は、住民に一番身近な相談員でもあります。高齢者のお世話とか見守りも一緒にやられたり、それから児童委員も兼ねていますので、子供たちも見守るという非常に幅広い仕事をされているのですが、沿岸6市町村で46人欠員になっているという情報があります。そういう中において、生活支援相談員の予算を国が予算化してくれるのかというめども立っていない。恐らく復興・創成期間が終われば徐々に減らされる可能性があるのではないかと考えていますが、そうなってくると、そのかわりということではないのですが、この民生児童、児童委員がその役割を担う部分が大きくなると思うのです。この民生委員、児童委員の欠員の状況を県ではどのように捉えて、どのようにお話しされているのでしょうか。

○中野保健福祉企画室企画課長 民生委員の関係の前に、先ほどの生活支援相談員の方々へのメンタルヘルス的な支援について説明いたします。県では、こころのケアセンターを設置しており、その中で、支援者の方々への研修だったり、相談も行っておりますので、それらの取り組みについてお知らせして負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、民生委員、児童委員の確保についてですが、沿岸市町村におきまして、震災後において新たなコミュニティーの構築が必要となっている中で、地域から民生委員の適任者を確保することがなかなか難しいという状況があります。欠員数が多い市町村から、適任

者の確保について相談を受けておりますので、県としましても適切に支援や助言を行うなどして早期の充足に努めていきたいと考えております。

活動の負担軽減につきましては、市町村の社会福祉協議会に配置し、見守り等の支援を行っている生活支援相談員との連携を図るなどして、負担の増にならないような形で対応をしてみたいと考えております。

被災者の生活支援事業の財源の確保につきましては、国の交付金事業で実施しておりますので、中長期的な見守りを実施できるよう、引き続き国に対して財源の確保について要望をしてみたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 沿岸地域ではなかなか適任者が見つからない現状もあるようですが、大槌町などは充足率が70%台で非常に不足しております。そういう中におきまして、1人の民生委員が受け持つ世帯数が多くなっている現状を県では把握しているのでしょうか。

○**中野保健福祉企画室企画課長** 民生委員1人当たりが担当する世帯数につきましては、今数値を持ち合わせておりません。

○**工藤勝子委員** それでは次に、もう一点お聞きします。

先ほども風評被害の話がありましたが、私も時々沿岸の事業所において、なかなか販売量が伸びていないということをお話ししてきました。そういう中において、現在、加工されたさまざまな沿岸の海産物は販売量が伸びているのか、輸出関係も含めてお聞きします。

○**伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長** 水産加工業の販売が伸びているか、また、輸出についてという御指摘ですが、水産加工業の販売の実績につきましては、製品の販売額で大体約700億円となっており、震災前も大体同程度の販売額でありましたので、若干下回っているところではありますが、震災前と同じような販売力になっております。ただし、製品の単価等が上がっているという状況もありますので、生産量が若干下がっているところを単価でカバーして震災前と同じぐらいの生産額になっております。

それから、輸出につきましては、水産物の輸出は震災前もそれほど多くはなかったのですが、その中で一番多かったのが恐らく韓国へのホヤやスケトウダラではなかったかと思っております。現在は、韓国で輸入を規制しておりまして、輸出できない状況になっておりますので、これを国に対応していただいているところであり、早期に輸出が開始できるように期待しております。

○**工藤勝子委員** どのような人たちかよくわかりませんが、沿岸地域には、経済的に生活が非常に苦しくなったと答える人たちもおります。人手不足の中で、働こうと思えば働く場所があるのではないかと思っているのですが、やはりなりわいの再生がうまく進んでいかないと、沿岸全体の生活が苦しくなっていくのではないかと思っていますので、沿岸地域でつくられた海産物が、海外までとは言わなくても、全国でどンドンさばけるように県でもPRをお願いしたいと思えます。その点の所感を聞いて終わります。

○**伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長** 販売の促進についてですが、水産加工業は、全体的には生産額が震災前と大体同じですが、確かに加工業者の中では、もうけていると

ころ、そこまで達していないところ、さまざまあると思います。やはり震災のときに商品の提供が一部滞ったために、スーパー等の棚が別な商品に置きかえられてしまったということがありまして、現在もなかなか販路が拡大できないような状況になっている加工業者もあります。

県としましては、新しい加工品の開発や販路拡大、それから商工労働観光部とも連携しながら各種商談会等への出展、それから国でも商工会議所を中心として、東北の復興に関する加工品の展示会、商談会等もやっておりますので、そういうところに積極的に参加していただきながら、販路の拡大に努めてまいりたいと思っております。

○福井せいじ委員 地域コミュニティーの再建についてお聞きします。

先ほどの説明で、地域コミュニティー分野では調整役となるコーディネーターを配置し、被災地のコミュニティー形成が円滑に進むよう市町村を支援したとありました。それから、1月11日の当特別委員会で、岩手大学の船戸先生から被災地の地域コミュニティーづくりについてお話を伺いました。まず一つ目に聞きたいのは、コーディネーターのスキルアップについて、先日の船戸先生の講演でスキルが非常に大事だということをお聞きしました。非常に粘り強くコミュニティーの再生について取り組んでいかなければならないし、また一人一人の住民のモチベーションを上げていかなければコミュニティーはつくられない、そしてまた維持できないということをお聞きしましたが、そういった意味でコーディネーターのスキルアップ、あるいは研修についてどのような形で取り組んでいるのかお聞きします。

○工藤生活再建課総括課長 コミュニティーの支援をされるコーディネーター等のスキルアップについては、県としましても市町村や関係するいろいろな団体の方、それから大学の先生等を含めて、いろいろ御支援いただいております。また、県、市町村でもコミュニティー形成を支援する支援員を配置して支援を行っているところであります。そういった方々の資質の向上が重要ということは私どもも認識しております、被災地コミュニティー支援コーディネート事業の中で研修の事業を行っております。

今年度は、2回行ってございまして、具体的には、支援員にお集まりいただいてノウハウを共有しております。例えば先月行いましたのは、支援している方々が課題を持ち寄って、その課題に対して、私はこういうふうにしてうまくいきましたという事例を持ち寄って、お互いに、なるほど、そういうふうにするといいですねというようなノウハウを共有するといったことをやっております、結構有効だったというアンケート結果をいただいております。

それから、その研修に加えまして、県でノウハウの要点や事例を冊子にして、そういった研修会で活用する。また、これから内陸にも災害公営住宅ができますので、内陸の市町村とも共有して資質のアップ、それからノウハウの共有と、横展開を図っております。

○福井せいじ委員 コミュニティーは、人と人とのやりとりの中からつくられていくと思います。そういった意味で、実は地域住民の方のモチベーションを高めることも必要です

が、やはり私はその前にコーディネーターのモチベーション、あるいはスキルアップをしていかなければ、本当の意味で地域に思いが伝わっていかないのではないかと思います。このコーディネーターの人数とコーディネーターとの契約を県ではどういう形で行っているのかお聞きします。

○工藤生活再建課総括課長 コーディネーターや支援員の人数についてであります。まず県が依頼している支援員は、県土整備部で県営災害公営住宅の支援員を2人依頼しております。それから、復興局が被災地コミュニティ支援コーディネート事業でコーディネーターを市町村に5人派遣しております。契約の仕方ですが、いずれの事業も団体へ委託して、委託先の団体が支援員を市町村等や災害公営住宅等に配置しております。

○福井せいじ委員 例えば上にいる人が2人で、現場に行く人が5人という形でしょうか。県、市町村にそれぞれ災害公営住宅があると思いますが、こういった災害公営住宅のコミュニティ再生について、県と市町村との関係はどのようになっているのですか。たくさんある災害公営住宅のコミュニティをつくるために、県としてはこの7人で何とかしようということになっているのですか。

○工藤生活再建課総括課長 まず、県の災害公営住宅の支援員は2人おりますが、この方々は県の災害公営住宅において自治会の立ち上げ、運営、管理人や自治会長への支援などを行っております。

それから、県の復興局が実施していますコミュニティ支援コーディネート事業は、県の災害公営住宅のみならず、市町村全体のコミュニティの仕組みづくりと支援員の資質の向上を行っております。各市町村では、災害公営住宅とか高台のコミュニティづくりについては、それぞれの市町村で支援員を配置したり、あるいは社会福祉協議会や支援団体と連携して支援を行っております。ただ、懸念されるのはそれぞれの市町村における取り組みに差が大きかったり、資質といいますかノウハウに差があったりするのではないかと。ということで、県としては市町村や市町村の支援員に対して、仕組みづくりや研修などの支援をするために5人のコーディネーターを配置しております。5人のコーディネーターが全部の自治会の支援をしているものではなくて、5人のコーディネーターが市町村や市町村の支援員を通じたりして自治会の支援をするということで行っております。

それから、5人のコーディネーターの内訳は、1人が統括で、ほかの4人が実働部隊として行っております。

○福井せいじ委員 コーディネーターの配置、そしてまた支援のための組織についてお聞きしたのですが、県として今災害公営住宅のコミュニティづくりはうまくいっていると思いますか。それとも何か問題があるとすればどのような問題点があるのか、そしてまた、その問題に対してどのような取り組みをしているのか、もう一度お聞かせください。

○工藤生活再建課総括課長 コミュニティづくりがうまくいっているかという御質問ですが、方向性としては各市町村でそれぞれの仕組みづくり、コミュニティ支援員を配置したり、社会福祉協議会と連携して支援する組織体制を整える、あるいは県で研修

会を開催して出席いただくなど、そういったコミュニティーづくりに取り組むという方向で進めていることは、重要ないい方向性だと思っております。

それから、自治会の組織化の状況も9割ほどの災害公営住宅で進んでいるということで、一定程度は進んでいると考えております。ただ、まだ未組織のところもあるということと、組織化した後なかなか役員同士で円滑な運営ができない状況にあるといった御相談を支援員がいただいて、それについてどのように対応したらいいかということも研修会などで聞いておりますので、運用上の課題もあります。県としては、そういった課題もしっかりと受けとめながら、研修会あるいは日ごろの助言等を通じてしっかりと支援していきたいと考えております。

○福井せいじ委員 コミュニティーをつくるときに、自分ごとと捉える人と人ごとと捉える人がいるということはこの前の委員会の講演で教わりました。私は、県も市町村も行政がコミュニティーづくりを人ごととして捉えているのかと今感じたのですが、コミュニティーづくりを自分ごととして捉えるために、これからもっともっと深く、そしてまた時間をかけて長くやっていくことが必要ではないかと思っています。

先日の船戸先生の話の中で、最大のハードルは、多くの住民には地域コミュニティーにかかわるモチベーションがないことだと言っていました。やはりこれを解決しない限りは、新たな地域の復興はなし得ないのではないかと思うのでありますが、こういったことに関して県としては、どう感じているのか。今までは、方向性としては間違っていないということですが、8年たった今、これから10年後、12年後、15年後、どのような形でコミュニティーがつくられるのかは、これを解決していかなければいけないと思いますが、どうでしょうか。

○工藤生活再建課総括課長 コミュニティーづくりとか支援のモチベーション等についての御質問であります。御指摘のとおり支援員のほか、私たちも含めてですが、モチベーションが重要ということで、県で実施しております研修会の中でも、まず支援する人たちがどういうふうに分のモチベーションを高め、それをいかに自治会の役員とかに伝えて一緒に取り組んでいくかということも、その研修内容に含めておまして、おっしゃるとおり、そういった関与する方々のモチベーションも高めながら、しっかりとコミュニティーづくりを進めていきたいと考えております。

○福井せいじ委員 人の心、人の情熱、人のモチベーションというのは、やはり何を目的とするか、あるいは達成目標をどこにするかという設定も重要だと思います。そういった意味で、県としてもコミュニティーの完成目標をどう設定をするかはなかなか難しいとは思いますが、ぜひ各地でコミュニティーをつくるコーディネーターの方々には、目標を高く持って取り組んでいただきたいと思ひます。

一方で、人のモチベーションの問題のほかに、仕組みづくりということも私はあってもいいと思ひています。コーディネーターがずっと張りついていることはできないと思ひのです。そこで御提案ですが、例えばコミュニティーポイント制度、これはこの前船戸先生

からも話が出たのですが、住民の方々がコミュニティーづくりにかかわっていくときに何かしらモチベーションを高める上で、コミュニティーポイント制度というものがあるといいのではないかということをお聞きしました。これは、被災地以外の地域でもいろいろやっています。前橋市の地域ポイントとか、稲城市、あるいは龍ヶ崎市等でもやっているのですが、今喫緊の課題としてコミュニティーづくりが必要であれば、コーディネーターの配置だけでなく、こういった制度の創設もあるべきではないかなと思います。これを市町村毎にやるのではなく、被災地全体で広域的に取り組むことも必要ではないかなと思います。

ポイントの付与に関してはさまざまな仕組みが考えられますが、例えば還元については三陸鉄道の乗車券であるとか、あるいはバスの乗車券、健康増進のための施設の利用券、あるいは地元の商品やの製品の購入の割引券といったことをして、さらにコミュニティーづくりを推進していったらいいかと思いますが、こういったポイント制度の導入については何かお考えがありますか。

○工藤生活再建課総括課長 コミュニティー形成の支援等の仕組みとコミュニティーポイント制度に関する御質問であります。まずコミュニティー形成に当たっては、コミュニティーを支援する仕組みづくりが必要だと考えておまして、中心としてはそれぞれの災害公営住宅とかの自治会が孤立しないように、自治会長などが困ったときにきちんと相談する先があるようする仕組みづくりをそれぞれの地域でつくる。その仕組みの中に支援員も入れて、支援員の資質を高めるといった方向で今支援を進めているところです。

コミュニティーポイント制度については、導入されている市町村からお聞きしているところでは、どちらかという自治会の立ち上げとか運営というよりは、地域の広いコミュニティーの活性化のための仕組みと認識しておまして、そういった方法もとてもいいことだと考えておりますが、来年度も研修会や会議を予定しておりますし、それからこの事業も継続するように来年度予算案に盛り込んでおりますので、引き続きそういった支援のための仕組みづくりとか、資質の向上にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○福井せいじ委員 8年たった今、風化という言葉も出てきますが、もしかしたら私たちの取り組みも徐々に風化し始めているのかと。そういったときに、さまざまな意味で新しい制度であるとか、また意識を変えていく必要もあると私は感じます。

そこで、局長にお聞きしますが、これまでの取り組み、そしてこれからも続く復興の取り組みに対して、私たちがいかに取り組んでいくのか、そしてまたどのような形でモチベーションを高めていくのか、そのことについて局長のお考えがあればお聞かせいただきたい。

○佐々木復興局長 復興の取り組みにつきましては、やはり復興のステージによっていろいろ新たな課題も生じ、それに対する対応策が必要になると思います。今お話が出ておりますコミュニティー形成支援につきましても、発災直後はまだそういった問題は出ておらず、災害公営住宅が完成し、また高台移転が始まったあたりで、そういった課題が生じ、

今コミュニティ形成支援に市町村も県も取り組んでいるところでもあります。先ほどお話のあった復興局が実施しております被災地コミュニティ支援コーディネート事業につきましては、平成 29 年度に立ち上げた事業であります。今後復興のステージに応じて、当初は想定しなかった新たな課題が浮き彫りになってくることもあろうかと思っておりますので、そういったものについては今までやっていないからやらないということではなく、その課題にいかに対応していくか、県と国、市町村、関係団体等が連携をとりながら取り組んでいくべきと思っております。

そのために、やはり財源の問題もありますので、復興・創生期間終了後においても必要な事業が着実に推進できるよう、体制、制度の維持について、国に引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 私からは、2点お伺いします。

先ほどの説明中で、安全の確保について、海岸保全施設の復旧整備率が今のところ 56%ということであります。いわゆる防潮堤整備の進捗状況はどのようになっているのか、あと 2020 年までにしっかりと完成が見通せるのかお伺いします。

○和村まちづくり再生課総括課長 海岸保全施設の整備につきましては、先ほど申し上げましたとおり現在 75 カ所、55.9%が完成しております。

今後の見込みにつきましては、昨年 9 月末時点のロードマップにおきまして、今年度末で 89 カ所、来年度末で 111 カ所、2020 年度で 134 カ所の完成を見込んでおります。ただし、個別箇所につきましては、以前もお話ししましたが、いろいろなリスクがありますので、それにしっかりと対応して、できるだけ早く完成するように進めておりますし、また仮に難しい場合には、財源等についてきちんと要求していこうと考えております。

○城内よしひこ委員 前にも聞いたのですが、その中で水門、陸閘を無線で操作するようしっかりと整備するというので、まさに安心、安全のかなめになる部分です。その部分が、今の話だとおくれる可能性があるということであれば、なかなか背後地の安心、安全は担保されないのではないかと思います。

これまでもまちづくりの中で、いずれ土地区画整理はできたけれども、安全、安心が担保されないために、なかなか本設に移れないという方々もおります。そういった状況を考えると、しっかりと約束の期限内に全ておさまるような努力を、もちろんしているのは承知していますが、あと 2 年しかないので、関係団体とかいろんなところと調整をして、一気にできるような仕組みは考えられないものでしょうか。

○和村まちづくり再生課総括課長 現在こうした事業箇所につきましては、事業部と国において個別の課題を把握し、より適切な対策を検討しながら取り組んでいるところであります。現時点では、完成が復興・創生期間を超えるリスクのある箇所をお示しすることができない状況ではありますが、引き続き国と協議をしながら、早期完了に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 示せないということは、そのエリアに住んでいる方々はなかなか大

変だと思えます。いずれしっかりと情報を示すことによって、その周りの方々も準備できるのです。関係団体、各市町村とは調整はしているのかもしれませんが、いずれ市町村としても、それが背後地に住む方、あるいは仕事をしようとする方々に伝わっていないといけません。2020年は東日本大震災発災から10年がたつのであります。これまでも復興特別委員会では時間との勝負だということを皆さんにも訴えて、早くしないと本設復旧もかなわないし、住む人も戻ってこないのだということを言い続けてきました。それがかなわないということは、実はそこでは最終的には地域のなりわいの再生も思うように進まないということにつながりかねないと思うのであります。しっかりと調整を図ってほしいと思えますが、その辺再度お伺いします。

○和村まちづくり再生課総括課長 いずれ今建設中の防潮堤については、関係する工事等もありますので、いろいろと相談、調整をしながら、完成まで至らなくても、安全の効果を出すとか、自動的に水門が閉まらなくても、緊急時にはまず閉めることができるとか、いろいろな形をとりながら、完成までいかになくとも、ある程度の安全率を確保できるようにしたいと考えております。

○城内よしひこ委員 早くしてくださいと言うしかありません。三陸沿岸自動車道路が開通してまいりました。山田地区では、旧県立病院の跡地に道の駅をつくりたいという話をしています。その前面の大沢地区には、まだ防潮堤ができていません。あのエリアには、もう商業地やいろいろな設備、施設が整いつつあります。そういうことを考えますと、しっかりと早くやっつけていかないといけない。あのエリアで被災を経験した方々は逃げることは可能ではありますが、多くの観光客であったり、震災を経験したことのない方々があのエリアに多数集まってしまうと、なかなかそれは大変なことだと思っています。防潮堤が完成していないエリアには、今後そういうことが出てくることになりますので早くお願いをします。

次の質問に移ります。災害公営住宅についてであります。災害公営住宅の今の入居状況はどのようになっているかお伺いします。

○伊藤建築住宅課総括課長 県及び市町村の災害公営住宅の入居状況ですが、平成30年12月末現在、県の管理戸数1,555戸に対しまして入居戸数は1,322戸、入居率85%となっております。市町村の分は、管理戸数3,969戸に対しまして入居戸数が3,717戸、入居率93.7%となっており、県全体では入居率91.2%となっております。

○城内よしひこ委員 県分の入居率が85%ということで結構低くなっていますが、これは一度は入居したが、何らかの都合で出たということなのか、それとも計画段階から入居希望戸数と建設戸数に少し差あって、入居率がこういう状況になっているのか確認したいと思えます。

○伊藤建築住宅課総括課長 現在の入居戸数の中には、これまでに一度入居されて、例えば御家族の方のところに行かれたとか、あるいは高齢で施設に移られたとかといったことで、一度入居して退去された方の数は含まれておりませんが、そういった方々もこれまで

にはいらっしやいます。

○**城内よしひこ委員** いずれ災害公営住宅は、全室埋まってこそいろいろな計画が完了するものだと思っております。そこで今後この空き室を埋める方策として、被災をしなかった方々に対する開放もするものと思えます。平均 85%ですので、入居率が低いところはまだまだ空いていると思っておりますが、そういった対策はとられるのか確認したいと思えます。

○**伊藤建築住宅課総括課長** まず、沿岸部の災害公営住宅ですが、一般の県営住宅の定期募集の後に、空き家につきましては追加募集という形で年 3 回募集しております。来年度もこれを継続しまして、引き続き空き家の解消に努めていきたいと考えております。

また、今後どういった形でその空き家を埋めていくかということですが、随時募集のほか、沿岸の市町村では既に災害公営住宅の一般化ということで、それぞれの地区内で被災者の方、いわゆる入居を予定されている被災者の方がいないという状況においては、被災者の方が入居したいという希望があった場合の戸数を一定程度確保した上で、一般化という取り組みもされております。県につきましては、仮設住宅等にお住まいの方の意向の変化等に対応できるように、仮設住宅の入居状況等を見きわめながら、また、県が災害公営住宅を整備する際の基本的な考え方として、広域的な受け入れという役割もありますので、被災者の応急仮設住宅からの退去状況ですとか、あるいは一般化に既に取り組んでおります市町村の状況等も見つつ、あるいは調整を図りながら、今後の一般化に向けた対応を検討していきたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** これも今から早目に手を打っていかないと、この平均 85%はどんどん下がっていくと思えます。いずれ御高齢になって、いろいろなところに移り住んだりする方々、あるいは手狭になって出ていく方々がいることは災害公営住宅の宿命だと思っております。だとすれば、しっかりと早目に対応しないと、この入居率はどんどん下がる可能性があると思えますので、各市町村と連携してその辺の取り組みをしっかりと進めてほしいと思えます。

○**斉藤信委員** 最初に、参考資料で説明をされた 3 月 8 日の閣議決定の内容について確認を含めてお聞きをします。

2 ページ目の復興・創生期間後における復興の基本的方向性ということで、地震・津波被災地域については、心のケア等の被災者支援、被災した子どもに対する支援、住まいでいけば被災者生活再建支援金の支給、災害公営住宅の特別家賃低減事業は復興・創生期間後も一定期間対応することの検討が必要な課題であり、継続の方向で検討されると受けとめてよろしいのですか。

○**佐々木復興推進課総括課長** 国の基本方針の関係ですが、国がこの課題を掲げるに当たっては、事前に 12 月に課題の整理ということで、一度復興庁がお示ししております。これにつきましては、被災各県の事業の進捗状況や、さまざまな課題をヒアリングして、今回 2020 年以降もこういう取り組みが必要となっているということを国が整理したものと考

えております。

○**斉藤信委員** 私はこの方向性を早く示さないと本当にだめだと思うのです。特に確認したいのは、災害公営住宅の特別家賃低減事業ですが、これは例えば昨年入居した人が5年間は現状のまま低減されて、その後6年から10年までは暫時値上げしていくという形の延長なのか、低減そのものを延長するということなのか確認させてください。

○**佐々木復興推進課総括課長** 今回の基本方針につきましては、課題として中長期的にこういう取り組みが必要だということを国がまず示しているものです。個別の事業についてはこの方針に従いまして、新年度以降取り組みをいろいろヒアリングしながら検討していくということとされておりますので、今後さまざまな実情も聞かれると思いますので、しっかりと状況を伝えながら、着実に取り組みを進められるように協議していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 曖昧さはあるけれども、私は前向きな方向性が出たと思いますので、そこはぜひ詰めていただきたい。そうしないと、発災から10年間でいろいろな事業がなくなってしまうという前提の取り組みに今なりつつあるのです。必要な事業は継続するという立場でやる必要があると思います。

2番目に、生活支援相談員の被災者の見守りについてお聞きしますが、先ほどの質疑では138人で8,150世帯を訪問しているということでしたが、来年度の配置の見込みはどのようなのか。

もう一つは、8,150世帯への訪問ですが、8月末時点では8,780世帯ありました。また減少しているのだけれども、重点見守り、通常見守り、不定期見守りの内訳はどうなっていますか。

○**中野保健福祉企画室企画課長** 来年度の生活支援相談員の配置についてであります、各市町村の社会福祉協議会等からの希望等を踏まえまして、平成31年度は141人の配置を見込んでおります。

続きまして、見守りの対象世帯別の対応の関係ですが、生活支援相談員と他の機関がサービスの利用、連携により、多職種、多機関で関与する必要がある世帯を重点見守りといったしまして、生活支援相談員が定期的に関与しております。あと、他の支援機関と情報共有を行う必要がある世帯、または変化があるかどうかを気にかける必要がある世帯を通常見守りという世帯にしております。

○**斉藤信委員** 解説ではなく数を聞いているのです。

○**中野保健福祉企画室企画課長** 平成30年12月時点の生活支援相談員活動実績によりますと、災害公営住宅においては重点見守りの世帯が132世帯、通常見守りの世帯が1,444世帯、不定期の見守りの世帯が2,650世帯となっております。

○**斉藤信委員** 今のは、災害公営住宅の見守り世帯数ですね。私は、全体を聞いているのです。8,150世帯の内訳を聞いているのです。

○**中野保健福祉企画室企画課長** 平成30年12月時点の全体の状況であります、重点見

守りの世帯が 235 世帯、通常見守りの世帯が 2,941 世帯、不定期の見守りの世帯が 4,618 世帯、不明、その他が 356 世帯となっております。

○**斉藤信委員** それで、生活支援相談員の 141 人というのは配置計画で、実際の配置人数ではないです。例えば来年の県内外からの応援職員は 420 人と決まっているのです。1 週間たったら 4 月になるのです。4 月からどういう配置になるかわからないのですか。

○**中野保健福祉企画室企画課長** 申しわけございません。今は持ち合わせておりません。

○**斉藤信委員** それは本当に問題だと思います。1 週間、10 日もないうちに 4 月になるのだから。今 4 月採用は決まっているのではないですか。計画と配置数は違いますから。しっかり配置されることが大変大事です。

それで、国の方針でも被災者の見守りや生活相談等は、2020 年以降も継続が検討されている。また、いわて県民計画の復興推進プランでも地域コミュニティ、福祉コミュニティの確立が大きく掲げられております。そして、被災者生活支援事業は 2022 年まで継続して、その後の継続も検討するという計画になっています。そういうことで、8,150 世帯も訪問しているのだけれども、地域コミュニティ、福祉コミュニティと言うのだったら、地域の民生委員とか災害公営住宅の自治会と情報を共有して、身近なところで見守る体制をつくるのが私は特別に重要だと思うけれども、この点どうですか。

○**中野保健福祉企画室企画課長** 地域での見守りというお尋ねでございました。被災者に寄り添ったきめ細やかな支援を行うため、被災者の状況等について、支援にかかわる機関、団体が情報を共有しながら、さまざまな関係機関と連携して見守りを進めていく必要があると考えております。

○**斉藤信委員** 私は、皆さんも頑張っているとは思いますが、本当に支援が必要な人、ひとり暮らしの高齢者の情報が実は地域で共有されていない、災害公営住宅で共有されていないということが今の問題だと思います。ぜひ地域コミュニティ、福祉コミュニティ、地域で支え合う関係をつくるのだったら、やはりここを突破することが必要だと思います。

それで、改めて災害公営住宅で入居者名簿が提供されていない問題についてお聞きしますが、コミュニティ支援員にはひとり暮らしの高齢者などの情報が提供されて訪問しているのですか。

○**伊藤建築住宅課総括課長** 災害公営住宅のコミュニティ形成支援事業では、2 人のコミュニティ形成支援員を配置して、それぞれの自治会の形成等に努めているところですが、その中で自治会長等と意見交換をしながら必要なニーズを把握し、関係団体との調整を図っていくことを進めております。

その中で、いわゆる個人情報的なものについては、入居者の同意を得ながらということになりますが、それ以外の例えば今どれくらいの方が住んでいるとか、そういった個人情報に当たらない部分についての情報は随時提供しております。

○**斉藤信委員** 私の質問に答えていない。コミュニティ支援員には、ひとり暮らしだとか

要支援者の名簿を提供して、訪問されているのか聞いているのです。

それで、入居者名簿は自治会にとって必要で、必要な情報は提供しますと知事も言っています。私は、通知で必要な情報は提供しますということを自治会に徹底すべきだと思うのです。私は、直接何人もの自治会長から言われてここで取り上げても、あなた方は6カ月間提供しなかった。通知もしなかった。必要な情報で提供できるというのだったら、そういうことを通知して、必要な条件を整備しながら入居者の情報、要支援者の情報を共有して取り組む必要があるではないですか。自治会長は、何度要求しても提供されなかったと言っているのです。建築住宅センターの沿岸の責任者もそのことを認めています。要求があっても提供をしていないと。だから、あなた方のその姿勢は正さないとだめです。

○伊藤建築住宅課総括課長 災害公営住宅に入居される際には、入居者に関する情報ということで、当然入居される世帯の構成員の方の情報は災害公営住宅を管理している県で把握しておりますが、例えば自治会にその情報を提供するという段階で、先ほども言いましたように、入居者の方に個人情報を提供していいかということを確認した上で、提供させていただくということを伝え、その上で自治会長の意向を踏まえて、いろいろと協力をさせていただいております。また、沿岸広域振興局土木部、土木センターにも情報提供に当たっては必要な手続を踏まえた上で行うよう徹底を図ったところです。一方、個人情報を入手する側につきましては、例えば自治会であれば自治会長に個人情報の取り扱いについて、自治会でどういったものをどういう目的で使われるのかということをお決めいただいた上で、情報を入手する必要があるといったことを御説明しております。

○斉藤信委員 私は、6カ月前にこの問題を提起したのです。知事からは、前向きな答弁があったのです。入居者の同意を得て必要な情報は提供します、していますと、ここまで言ったのです。しかし、自治会に対してあなた方は何の通知もしていない。それどころか、要望がないなんて言っているのです。とんでもない話です。だから、同意を得た情報は、提供しますと、ちゃんと通知を出して、そのための条件も示して協議したらいいではないですか。6カ月間何もしなかったではないですか。

○伊藤建築住宅課総括課長 情報の提供につきましては、会議等で各担当に今お話がありましたことについて周知を図ったところでありますし、今後もそういった形で取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 前向きな知事答弁がありながら、本当に6カ月間、まともに取り組まれなかったと。これは県政の重大な問題だと思います。必要な手だてをしっかりとっていただきたい。

それで、復興推進プランには、災害時要配慮者支援対策事業というのがあって、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者の避難支援対策が推進されるよう、市町村職員等を対象とした研修を実施するとなっているのです。これは、市町村職員の研修だけではだめで、いわば身近なところでこの支援者を避難させる、そこまで徹底しないと実現しません。だから、要支援者名簿についても、地域の町内会、民生委員、災害公営住宅であれば災害公営住宅

の自治会に個人情報等を壁にしないできちんと提供して対策をとるべきだと思いますが、いかがですか。

○中野保健福祉企画室企画課長 避難行動要支援者の名簿の提供についてであります。平常時からの情報の提供につきましては、名簿掲載者の4割となっております。要支援者が自身の情報を周囲に知られたくないなどの理由により、提供の同意が得られていないということが課題となっております。また、個別計画の作成につきましては、名簿掲載者の約2割となっております。地域における避難支援者等の関係者の確保が難しいところが課題に挙げられております。

なお、取り組みが進んでいる市町村においては、平常時からの情報提供に加えまして、民生委員等の避難支援等の関係者の協力により個人情報の提供への同意取得が進められている事例や、個人情報保護条例に基づいて、本人の同意にかかわらず提供するなどの取り組みが進められているところもあります。

個別計画につきましては、地域毎に住民参加による情報交換会を開催いたしまして、名簿情報をもとに避難経路等の確認をするなどの取り組みが進められておまして、そのような形で計画策定につなげる取り組みが進んでおります。こうした行政を中心として避難支援者等の関係者や地域住民の密接な連携を図ることにより、取り組みを進めていく必要があると考えております。

○斉藤信委員 4割の要支援者名簿は提供されて、2割は個別計画がつくられているということですが、四つの自治体では100%つくっています。だから、できないことはないのです。これは、東日本大震災津波の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正によって措置されたものなのです。ただ、この改正の欠陥は、災害時になったらその情報は提供できるとなっているのです。災害時に提供されたって、避難なんかできないのです。私は、これは法律の欠陥で、そこをやはり乗り越えるような個別計画の作成に岩手県はしっかり取り組むことが必要だと思います。

最後です。東日本大震災津波伝承館の取り組み状況についてお聞きします。県の人事異動も発表になりましたが、来年度この津波伝承館を整備運営する体制、人員はどうなっているのか。また、館長の人選はいつごろをめどに決められるのか。そしてオープンの見通しについてお聞きします。

あと、気仙沼市にも津波伝承館がつくられました。これの特徴は、震災遺構と一体の伝承館となっています。岩手県の場合も、あそこに五つの震災遺構があるのですから、やっぱりその震災遺構と一体となった津波伝承館という役割も必要ではないかと思っていますが、この点についてお聞きをします。

○和村まちづくり再生課総括課長 最初に、震災伝承施設の人員体制についてありますが、人員体制につきましては、副館長兼総括課長以下、現在7人を予定しております。そのほか、まだ人数は確定しておりませんが、展示の解説や案内を担当する解説員複数名を非常勤職員として採用する予定です。

次に、館長の人選についてであります。館長は復旧、復興の取り組みに携わり、伝承館の設置目的やミッションをよく理解している方がふさわしいと考えており、現在人選を進めているところであります。

それから、開館日につきましては、建物をつくっている国、また物販施設をつくっている陸前高田市と協議しておりまして、以前から申し上げているとおりラグビーワールドカップ釜石大会前に完成したいと考えております。

また、この伝承館の周りにある四つの震災遺構につきましては、もちろん建物内でパネルですとか映像等を見ながら学びますけれども、実際のものにつきましても、その周辺を回っていただきまして、その脅威を実感してもらおうということで、震災遺構と伝承館が一体となった研修を考えております。

○**関根敏伸委員長** この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**中野保健福祉企画室企画課長** 工藤勝子委員からお尋ねがありました民生委員1人当たりの世帯数の状況についてであります。大槌町で見ますと平成30年1月1日現在の世帯数は5,414世帯で民生委員の定数は45人になっております。1人当たりの平均世帯数は、約121世帯となっております。実際の委嘱数は、平成31年1月1日現在で33人となっております。民生委員1人当たりの平均世帯数は約164世帯と、定数ベースと比較して43世帯の増となっております。また、大槌町には生活支援相談員を23人配置しております。

なお、国が定める民生委員の配置基準では、町村では70世帯から200世帯に1人となっております。

いずれにいたしましても、民生委員の負担軽減等も踏まえ、民生委員を対象とした各種福祉制度に関する研修会を開催するほか、学識経験者を交えて委員同士が日ごろの活動について意見交換、また助言する機会を設けるなど、資質の向上や業務的な負担、精神的な負担の軽減に今後も取り組みまして、民生委員の活動を支援してまいりたいと考えております。

○**関根敏伸委員長** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関根敏伸委員長** ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取組については、これをもって終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、日程2、現地調査（6月実施分）の実施についてであります。配付資料2のとおり6月3日月曜日、6日木曜日及び7日金曜日の3日間で、被災市町村の復興に係る取組状況等について、現地調査を実施したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関根敏伸委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、日程等の詳細については、後日世話人を通じて各員の皆様に通知いたしますので、御了承願います。

次に、その他であります、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関根敏伸委員長** なければ、以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。